

令和 7 年度茨城地方最低賃金審議会
第十回本審議会議事録

令和 8 年 1 月 16 日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和8年1月16日（金）午後4時から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 梅原 清活
黒澤 一仁
小坂 祐之
生井澤 律子

使用者代表委員 阿部 太洋
遠藤 隆光
澤畑 英史
柳瀬 香織
山崎 敏紀

茨城労働局 局長 佐藤 悦子
労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 黒羽 勝利
室長補佐 猪狩 智行
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 特定最低賃金の改正決定等について
- (2) その他

補 佐

本日は、お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和7年度第十回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により、公益代表委員の菅野委員、労働者代表委員の宮下委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員総数の3分の2以上、又は公・労・使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

会 長

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

イレギュラーな時期の開催ではありますが、特定最低賃金について、12月から1月にかけて慎重に審議してください、全て全会一致で結審したと聞いております。ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。最初に、資料について、事務局の方からご説明いただきたいと思います。

係 員

それでは、私の方から資料の説明をさせていただきます。配付資料のナンバー1からご覧ください。こちらは、本年度の特定最低賃金改正審議結果一覧となっております。鉄鋼業は、昨年度プラス68円の1,166円、機械器具製造業等は、プラス50円の1,105円、電気・精密機械器具等製造業は、プラス63円の1,115円で答申となりました。次のページの資料ナンバー2をご覧ください。こちらの298ページから、鉄鋼業、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業の順で専門部会報告書及び答申文を添付しております。また、こちらの資料とは別に、皆様のお手元に、令和7年度特定最低賃金改正状況として、3業種分の

全国の改正状況の一覧を配付しております。参考にご覧ください。資料の説明は以上となります。

会 長 ありがとうございます。ただ今の配付資料の説明について、何かご意見やご質問等はございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 ないようですので次に移ります。

各特定最低賃金専門部会の答申状況について、今、説明がありましたが、3業種の専門部会、先ほど申し上げましたように、全て全会一致で結審しています。当審議会では、専門部会で全会一致の場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、そのまま本審の議決とする扱いとしています。したがって、いずれも既に各専門部会の場で局長に答申されています。

このため、本日は、各部会の部会長から審議経過の報告等を受けたいと思います。よろしく願いいたします。最初は、鉄鋼業から、順に機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業で部会長の方から報告しますが、何か補足等があれば、各専門部会の公・労・使委員の皆様を中心に補足説明等をお願いしたいと思います。

部会長 それでは、まず、鉄鋼業の専門部会からいきます。私が部会長ですので、報告いたします。

12月15日と12月22日の2回に亘って審議しました。

12月15日の第1回専門部会では、3回の金額提示をお願いしました。ご紹介することになっておりますのでお伝えします。第1次金額提示は、労働者側から始まりまして、引上額102円の時間額1,200円、使用者側は、30円引上げの時間額1,128円で72円の開き。第2次金額提示は、使用者側が40円引上げの時間額1,138円、労働者側が90円引上げ

の時間額1,188円で、第2次で50円まで詰まりました。第3次金額提示は、労働者側が85円引上げの時間額1,183円、使用者側が45円引上げの時間額1,143円で、差が40円まで詰まって、第2回の専門部会に審議を委ねることになりました。

第2回の専門部会では、例年3回で結審していたところなのですけれども、結果的に審議が一定のところまで詰まった場合には、第2回で公益見解を出すということを排除しないという前提で審議を進めてまいりました。第4次金額提示は、使用者側が55円引上げの時間額1,153円、労働者側が75円引上げの時間額1,173円で、20円の差まで詰めていただきました。第5次金額提示は、労働者側が73円引上げの時間額1,171円、使用者側が57円引上げの時間額1,155円で、16円差。第6次金額提示は、使用者側が62円引上げの時間額1,160円、労働者側が70円引上げの時間額1,168円で、8円差まで詰まって、ここで公益見解を出すようにということでした。

簡単に労使の主張のポイントをご紹介します。

労働者側からは、最低賃金プラスアルファを目指す。

労働条件の引上げ、特に、未組織の労働者の賃金水準の引上げを重要視して審議に臨むということでした。主張の第二のポイントは、公正競争、過当競争の防止で、産業の魅力を維持し、製造業になかなか人が来ないという状況もありますので、労働力を確保したいということをおっしゃっていました。鉄鋼産業で働く労働者は、高いスキルを求められているということもあるのですが、特に、労働環境としても、高温、非常に暑いところでの作業など、非常に過酷な環境で働いている人たちがいるのだということをおっしゃっていました。

使用者側からは、今年度、大幅な賃金改定には非常に慎重に臨みたいとのことでした。

理由として、エネルギー価格の高騰などで事業継続に影響が出てきている。特に、中小企業においては、人件費の価格転嫁ができず、雇用の維持ができない。事業撤退の引き金にもなり得ると考えているというご主張でございました。さらに、関連産業への影響ということで、若年層は、賃金が上昇し、賃上げも必要としているのだけれども、賃上げだけではなく、それ以外の面で惹きつける必要があり、コストを賃金だけに集中することはできない。人件費だけで経費が収まるわけではないのだということをおっしゃっていました。その上で、使用者側からは、賃上げによる負担増が避けられない場合、価格転嫁の実効性を確保すること、特に、中小企業向け支援の強化、支援策の浸透が不可欠だと考える。鉄鋼業の雇用維持と技能継承を守るため、持続可能な賃上げを重視していきたいということでまとめられていたように思います。

こうした労使の見解と、途中、公労・公使で何回もお考えを聞かせていただき、できれば全会一致を目指したいと、ずっと状況を探っていました。

68円引上げの時間額1,166円という公益見解を出した理由としましては、もう既に鉄鋼業においては17の道府県で、つまり、茨城県以外は全て12月発効で、60円から71円引上げの水準で結審していました。例年、参照していたCランクの大分県の鉄鋼業は、茨城県よりも高い水準になっていたので、そこは公・労・使ともに注目している県なのですけれども、こちらが70円引上げで結審していました。また、茨城県は2か月遅れで発効した場合、賃金引上げに必要な原資は、例年の12月発効時に比べると、実質的にはかなり軽減されるということがあること。そして、既に茨城県の場合、62円引上げから68円引上げまで、未満労働者の数が全く変わらない状況でした。そういうことを勘案して、68円引上げの時間額1,166円という公益見解をお出し

したところ、全会一致で皆様からお認めいただいたということになります。以上が経過の報告になります。

何かご質問とか補足とかありますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会長 それでは続きまして、機械器具製造業等専門部会について、部会長にご報告をお願いします。

部会長 こんにちは。機械器具製造業等専門部会におきましては、令和7年12月23日に専門部会が開かれまして、1日で合わせて第3次にわたる労使双方の金額提示を行っていただきました。例年ですと、3日間に亘って専門部会が開かれることが多かったのですが、今年度は、本審議会における特定最低賃金の必要性審議に議論を尽くし、その過程において、労使間で直接の話し合いが持たれた結果としまして、専門部会での議論が例年よりも早く終わることができました。

第1次金額提示では、労働者側が前年比プラス53円の時間額1,108円、使用者側が前年比プラス32円の時間額1,087円でスタートしました。21円の開きがありましたが、最終的には第3次金額提示まで行いまして、労働者側が前年比プラス51円の時間額1,106円、使用者側が前年比プラス45円の時間額1,100円となりまして、6円差にまで縮めることができました。今年度は、例年と異なり、公益見解を示すことなく労使の金額提示が一致するのか、相互の調整を図りましたけれども、最終的には残念ながら労使の合意には至りませんでしたので、やむを得ず、双方のご意見をお聞きした上で、公益見解を示すことといたしました。

公益見解の結論としましては、前年比プラス50円の時間額1,105円という内容でした。

結論に至る過程で検討したものとしまして、金額をアップさせる要素としましては、茨城県内においては、特定最低賃金について、3業種とも労働協約ケースを採っておりまして、茨城県内における機械製造業の労働協約の最低ラインである1,161円を目指すべきであること。それから、特定最低賃金は基幹的労働者を対象としており、機械製造業においては、まさにそのような基幹的労働者における妥当な最低賃金の水準が議論されなければならないところ、茨城県内においては、単純労働者においても、近年1,100円を大きく上回る水準での賃金相場となっていること。茨城県の経済指標は、他県との比較において高い水準にある。一般機械製造業においては、茨城県内の近年の生産額・付加価値額は、いずれも47都道府県中5位といった高水準であるのに、機械製造業における労働分配率は、他県と比較して低く、全国42位にとどまっていること。本県における今年度の地域別最低賃金は、前年比プラス69円、目安額プラス6円と高水準になっており、機械製造業の昨今の状況を踏まえると、これと合わせて高い水準での引上げが期待されること。Bランク内でも他県の賃上げ状況は、目安は下回るものの依然として高水準になっており、早急にランク内格差を是正し、近県との格差を適正にする必要があること、などが挙げられておりました。これらの要素にかんがみれば、金額を相当程度アップさせるべきとする労働者側の理由にも相応のものがありました。

しかし、他方で、金額を抑えるべき要素といたしましては、今年度の地域別最低賃金は、現行の機械製造業における特定最低賃金を大きく上回っており、プラス19円、茨城県内の機械製造業においては、もはや、特定最低賃金はその役割を終えたというべきであり、地域別最低賃金に一本化すべきであること。高卒新卒者の初任給を18万円と設定している県内の機械製造業の多くでは、時給換算しますと

1,066円程度となっており、すでに今回の地域別最低賃金の改定により、それを上回る水準にまで達していること。先行きの経営環境につきましても、茨城県内の機械製造業は、近年、原材料費の高騰、電気料金の上昇や人手不足による採用コストの増加など、複合的な経営圧力に直面している。今後は、金利上昇や社会保険適用範囲の拡大などによる影響で、特に、小規模企業への負担増が避けられない状況にある。特定最低賃金の必要性審議における使用者側の意見陳述においても、最低賃金の据置きを求める声があったということが挙げられました。また、原材料費やエネルギーコストの価格転嫁は、ある程度、進みつつある状況にありますが、他方、労務費の価格転嫁が思うように進んでおらず、特に、中小企業にとって価格転嫁が厳しい状況にあること。最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きの強行法であり、なお、労働基準法違反となることによりますが、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が、現在置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた議論が不可欠であり、中小企業の賃金支払能力も十分配慮した、自発的、かつ、持続的な賃上げに繋いでいくことが重要であり、性急、かつ、大幅な賃上げを行うべきではないこと、などが挙げられまして、労使双方の意見交換を十分に行い、これら諸事情を総合勘案して慎重に検討した結果、先ほどの結論に至ることとなりました。

この公益見解につきまして、労使双方にお諮りしましたところ、機械器具製造業等専門部会における労使相互間の協調を今後とも図っていく必要があるとの見地から、労使双方に歩み寄っていただきまして、全会一致でご賛同いただくことができました。機械器具製造業等専門部会の結論としては、引上額50円、時間額1,105円となりました。

なお、今年の機械器具製造業等専門部会での議論におき

ましては、入り口の必要性審議に、例年よりも多くの時間を要することとなりましたが、他方で例年と異なりまして、労使間の直接協議が多くなされ、その結果として、専門部会内での審議が円滑に行われることとなりました。労使双方には、次年度も労使間協議を活発に行っていただくことを切に期待するものであります。私からの報告は以上です。

会 長 ありがとうございました。ただ今の機械器具製造業等の審議経過について、何か補足やご質問等ございますか。

全委員 (補足・質問等なし)

会 長 それでは、電気・精密機械器具等製造業専門部会について、部会長からご報告いただきます。

部会長 電気・精密機械器具等製造業専門部会の審議経過につきまして、ご報告申し上げます。

電気・精密機械器具等製造業専門部会につきましては、昨年の12月23日と今年の1月9日の2回にわたりまして調査審議が行われました。

初回の令和7年12月23日は、労使双方から、金額審議にあたっての基本的な考え方のご説明をいただいた後、金額提示へと進みました。この日は、公労・公使の協議を挟みながら、第3次まで金額提示をいただきました。

金額提示の経過を示しますと、第1次金額提示は、労働者側がプラス89円の時間額1,141円、使用者側がプラス31円の1,083円。第2次金額提示は、労働者側がプラス83円の時間額1,135円、使用者側がプラス41円の時間額1,093円。第3次金額提示は、労働者側がプラス80円の時間額1,132円、使用者側がプラス45円の時間額1,097円となりま

す。初回終了時の差額は35円となりました。

第2回の本年1月9日は、引き続き、公労・公使の協議を挟みながら、第4次、第5次と2回の金額提示をいただきました。第4次金額提示は、労働者側がプラス70円の時間額1,122円、使用者側がプラス55円の時間額1,107円。第5次金額提示は、労働者側がプラス66円の時間額1,118円、使用者側がプラス59円の時間額1,111円となり、差額が7円というところまで縮まりました。

ここまで協議を尽くしてまいりましたが、労使ともこれ以上の歩み寄りには難しいというお話を伺いましたので、公益見解を示させていただくことになりました。

公益見解を示すにあたりましては、協議の中で労使双方からいただきましたご意見を十分考慮させていただきました。

労働者側からは、労働条件の向上、公正競争の確保、労使交渉の補完・代替機能という3点を基本的な考え方としながら、今次の春闘で、平均1万3,454円という大幅な賃上げが実現されたこと、電気・精密機械器具等製造業の特定最低賃金が、前年比プラス64円の時間額1,120円に引き上げられました群馬県との経済状況を比較すると、茨城県でも同程度以上の引上げが可能であること等の観点から、ご意見をいただきました。

使用者側からは、部材価格・物流費の高止まり、受注単価の硬直性、人材確保難と技能継承の課題、労働集約工程の多さなど、県内中小企業の多くが抱える経営課題が挙げられました。そして、急激な賃金引上げは、中小企業の雇用維持や事業継続に深刻な影響を及ぼす可能性が高いとして、本年度の特定最低賃金につきましては、小幅な改定にとどめるべきであるとのことをご意見をいただきました。

公益委員としましては、こういった労使双方のご意見を踏まえつつ、近時の様々な経済指標、他県・他産業の最低

賃金、労使双方のご提示額のバランスといったさまざまな要素を勘案しまして、前年比プラス63円の時間額1,115円という公益見解を示させていただきました。そして、大変ありがたいことに、全会一致で結審することができました。

労使双方の委員の皆様が、それぞれ異なるご主張がありながらも互いの立場にご理解を示し、歩み寄ってくださったこと、その結果、例年と比べましても円滑に審議が行われましたこと、そして、公益見解にご賛同いただきまして、最終的に全会一致での結論を得られましたことに、深く感銘を受けております。また、長時間に亘りまして真摯に調査審議をしていただきました委員の皆様には、改めまして、心より感謝を申し上げます。電気・精密機械器具等製造業専門部会からの報告は、以上です。

会 長 ありがとうございます。ただ今の電気・精密機械器具等製造業専門部会の報告につきまして、皆様の方から何か補足・ご質問等ありますか。

全委員 (補足・質問等なし)

会 長 それでは、各専門部会からの経過報告はこれで終わりにします。各専門部会の廃止につきましては、最低賃金専門部会規程第9条により、異議申出期間満了日に廃止となります。各専門部会の委員の皆様には、約1か月の間の開催、しかも、年末年始を挟むという異例の状況でしたけれども、厳しい審議日程であったかにもかかわらず、慎重審議の上で、スムーズに結審していただきまして、ありがとうございます。大変お疲れさまでした。

ここで、茨城労働局長よりご挨拶がございます。

局 長

ただ今、各専門部会の部会長様からご報告をいただきましたとおり、今年度、改正諮問させていただきました特定最低賃金の3業種全てで全会一致により結審し、改正金額等の答申をいただけたところであります。特定最低賃金の審議にあたりましては、例年以上に必要性の有無のところで慎重にご審議をいただいた上で、専門部会での金額審議に入りましたので、12月15日から約1か月弱という短い期間、会長のお話にもありましたとおり、年末年始を挟んでということでもありましたが、慎重かつ丁寧にご審議いただきましたことにつきまして、感謝申し上げます。誠にありがとうございました。労使の各委員の皆様におかれましては、労使間での話し合いを重ねていただき、また、公益委員の皆様には、難しい意見調整に大変ご苦勞をいただいたことと思います。改めて、感謝申し上げます。

今後につきましては、事務局の方で官報公示などの事務手続きを経まして発効ということになります。関係する労使の皆様などへの周知を進めますとともに、改正された特定最低賃金が確実に遵守されるよう、履行確保に努めてまいりたいと思います。

委員の皆様方には、引き続き、私ども労働行政へのご支援、ご協力をいただけますように、改めてお願いを申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会 長

ありがとうございました。それでは、次に、異議申出があった場合の本審議会の日程について、事務局にご説明いただきます。よろしく申し上げます。

室 長

配付資料ナンバー1、297ページをご覧ください。特定最低賃金の3業種の改正審議結果の一覧となっております。異議申出があった場合について説明いたします。鉄鋼

業、機械器具製造業等に関しましては、もう異議申出の締切は過ぎておりまして、異議の申出も無く、官報公示の手続きも済んでおります。官報公示日が、1月22日木曜日の予定で、効力発生日が、3月1日日曜日の予定となっております。

電気・精密機械器具等製造業におきましては、異議申出の締切日は、1月26日月曜日となっております。現時点では、異議申出はございません。今後、異議申出がなされた際には、2月3日火曜日午前10時から、この会場で異議申出に対する審議に係る第十一次審議会を開催する予定としております。異議申出がなかった場合には、異議審議の2月3日の本審議会は中止となります。その際には、締切日が1月26日月曜日になりますので、翌日の1月27日火曜日の午前中にメールにてお知らせしますので、その際には、念のためご返信いただけますよう、どうぞお願いいたします。

電気・精密機械器具等製造業の効力発生日におきましては、当該資料にも記載されているとおり、令和8年3月19日木曜日の予定となっております。以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、確認いたします。電気・精密機械器具等製造業につきまして、異議申出がなされた場合の審議のための第十一次本審議会については、2月3日火曜日午前10時から、この会議室で行われる予定です。第十一次本審議会は、金額審議ではありませんので公開となります。また、1月26日までに異議申出がなかった場合には、開催されません。その際には、事務局から各委員へメールで連絡がございますので、そのメールを確認した旨の返信をよろしく願います。その他事務局から何かありますか。

室 長

私の方から、3点ほどご連絡させてください。

まず、1点目は、特定最低賃金の今後の広報活動についてです。全会一致での答申、誠にありがとうございました。答申を受けた特定最低賃金の3業種につきましては、1月13日月曜日にプレス発表をさせていただいております。今後、茨城県最低賃金と併せた茨城局独自のポスターおよびリーフレットを作成し、周知広報を実施していきます。皆様におかれましても、周知広報等にご協力をよろしくお願いいたします。

2点目は、本年度の今後の審議会についてです。先ほど、特定最低賃金の異議審議は、2月3日火曜日午前10時からとご説明させていただきましたが、例年、3月中旬頃に、次年度の特定最低賃金にかかる意向表明を主とした審議会を開催させていただいております。本年度も、意向確認の上、開催する方向で考えております。日程につきましては、今後、速やかに調整させていただきたいと考えています。

3点目は、事業場視察についてです。事業場視察につきましては、本年度は、昨年5月23日に実施しましたが、次年度も実施するかどうか、実施する場合、時期は本年度と同様5月頃とするか、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。なお、実施する場合は、それに先立って、受け入れていただける事業場を探す必要があります。いかがでしょうか。

会 長

先ほど、公益の打合せのところでは、この事業場視察について、産業の状況を知りたいというところと、それから、毎回準備して下さって、たいへん知見を深める良い機会になっているので、もし開催されるのであれば、参加したいという風にお伝えはしたところなのですが、皆様はいかがでしょう。

使側委員

個人的な意見なのですがすけれども、昨年、事業場視察に行かせていただいた会社さんで、いろいろ経営の状況とか、給与のお支払いの部分まで踏み込んで説明いただいたと思うのです。その中で、やはり厳しい、一昨年よりも昨年の方が出せなかったというお話をされたと思うのですが、審議会において、そういう状況を踏まえて、そのような会社さんを想定するとか、得た知見で審議がされたのか、というところが、ちょっと疑問があつて。せっかくだ行って、社長さんとか息子さんたちのお話を聞いて、今年は厳しいよ、ということを知っていたけれど、地域別最低賃金は、過去最大の上げ幅となったので、その辺が、ヒアリングを踏まえた形での審議がされていたのかなという疑問があるので、何のために視察に行くのか、というところで、地域別最低賃金の審議に視察したことが反映されるというのが、欲しいなと感じました。

会 長

他に何かありますでしょうか。

公益委員

それについて。

まあ、なかなか意見の中では反映できないのですが、これも個人的になのですが、私は、判断の上では大いに入れていきます。やはり、紙の上とは違うのですよね。ただ、そういうことがきちんと意見に反映されないと、ご負担も大きいということも、すごく毎年感じていて、ご無理も申し上げられないなというところは、痛切に感じているところなので、事業場視察を開いていただけると大変ありがたいけれど、なかなか、それが表に見えなくて、調整している方もご苦労があるだろうな、というのは推察します。私は、すごくぎりぎりの、右に行くか、左に行くか、のところで、大きく影響しているというのが感想です。

会 長 いかがでしょうか。

全委員 (意見等なし)

会 長 視察で伺ったような会社が、ちゃんとやっていけるようにしたいというのは、たぶん、視察に行った皆様が思って帰ってきたことかと思うのです。やり方というのは、いろいろあって、その会社さんでも今度初めてコンサルを使うとおっしゃっていましたし、それから、そういう賃上げ原資というものについての社会的な対応というか、原資をその企業だけでどうやってやるか、というところではなく、引上げについて政策的支援を求める方向性など、考えさせられる点があったと思います。使用者側からも、かなり今回強く言われまして、そのことは、相当程度、皆様の頭の中にあっただと思います。働く人の側からの生活の苦しさというのを直接聞く機会のございませんで、それぞれ両方の立場を考慮しながら、ぎりぎりのところの議論の中で、私はすごく難しいと思いながら審議をしていました。

皆様、いかがでしょうか。

公益委員 会長や会長代理と重複する部分も多いのですが、個人的には、大変貴重な機会として受け止めております。視察を受け入れてくださった事業者の方の意見を聞いたから、それを直接金額に反映させることは、なかなか現実的には難しい話かと思うのです。毎年、地域別最低賃金は、目安額があったりとか、今年度で言えば、労働者団体と経営者団体の事前の協議があったりとか、あとは、もちろん、この場でも、書面でも、労働者側の方からのいろいろなご意見をいただいているということがある中で、事業場視察の件だけを直接反映させるというのは難しいとは思っているの

ですが、どちらかというところ、その辺は、金額が上がってしまう上での、経営者、事業者の方々へのいろいろな支援をどのように充実させていくかとか、その辺りで、年々、手厚く答申の中でも書かせていただいているかと思しますので、その辺りに反映させていただいているのかな、と考えております。会長代理からもありましたけれども、受け入れていただくことも、すごくご負担になっているのだろうとは重々感じているところですので、その辺りも踏まえて、受け入れてくださる事業場さんがありましたら、是非お願いしたい、というお願いになってしまうのかなと考えております。

使側委員

私の方からもよろしいですか。

会 長

はい、どうぞ。

使側委員

私、使側委員をやらせていただいている、中小企業のど真ん中にいると思うのです。委員をやっているから、というのもあると思うのですが、うちの会社は、業種が様々で、もちろん、環境が非常に大変なところもあつたりする中で、いろいろなルールがあると思うのですけれども、私は、こちらにも参加していますし、皆様の意見もいろいろ聞いている中で、よければ、うちの会社を見ていただくことも可能です。そして、昨年と今年の売上げとか、利益がどれくらいとか、その細かいところまでは、なかなか言えないところもありますけれども、ざっくりと賃金をどれくらい上げたのかとか、それによってボーナスをどうしたのかという話も、表には、そんなに出せませんけれど、一つの皆様の意見になるのであれば、私としても、なぜ訴えているのか、というのも伝わるのかもしれないし、出しゃばる気は全くありませんが、炉の周りで働いている方の大変

さとか、その隣で涼しいところで働いている方たちの賃金差ですとか、あとは、本当に比べていって、どれくらい賃金が平均しているのかとか、我々がどこまで体力がもちそうなのかとか、というところで、見せられるようなところを見せることは可能です。

会 長

ありがとうございます。できましたら、県内のそういう事業者さんの事業運営について、直接、お話を聞ける機会ですし、また、事業場見学できる機会ですので、可能であれば、お伺いしたいです。先ほど使側委員から言っていたように、事業場を案内していただきお話を聞けるといのは、すごく良い学びの機会だと思うのです。それぞれ三者が、満足いく結果というのは難しいかもしれないけれども、何か、同じ方向というか、思いというのを、共有できることもあると思います。可能であれば、開催の方向ということでよろしいでしょうか。使側委員、いかがですか。

使側委員

皆様、見たいということですね。

実は、昨年、行かせていただいた事業場視察の会長さんと、あの後、視察を受け入れてくださったこと、勉強させていただいてありがとうございましたと、メールのやり取りをさせていただいたら、先方から、見せられるところは、ぎりぎりまで見ていただいたので、あとは皆様で審議をいただければ、という返信がありました。それで、メッセージをいただいたような気がしたので、それに応えるべく、私は、その会社さんを念頭に置きながら審議をしていたというのがありました。今、皆様それぞれの立場で、思いをもって審議していただいていたという話があったので、あとは、先ほどの使側委員のお申し出もありましたので、視察する、ということでもいいかと思えます。

会 長 ありがとうございます。では、開催の方向で進めていただければと思います。では、この他に、事務局から何かございますか。

室 長 事業場視察の件、ありがとうございました。また、いろいろご相談させていただきたいと思います。

会 長 本日いただいている議事については終了いたしました。本日の審議会は閉会といたします。山場の審議は、これで全て終わったこととなりますけれども、皆様、本当にお忙しい中、集まっていたいただいて、真摯に議論していただきまして、ありがとうございました。最後は、全ての業種を全会一致で結審することができて、ほっとしているところです。

 それでは、次回は、異議があれば異議審議でお会いしましょう。なければ、3月の本審議会でもよろしくお願ひします。お疲れさまでした。